

## 1 議題

### (1) 景観条例に基づく開発行為等協議案件について

#### ① [ ] 既存鉄柱の建て替えについて ※別紙「行為の届出書①」を参照

##### ア 経過・協議の目的

当該地は農地内に鉄柱が建てられているが、農作業の重機が大型化しており、既設のパンザマストでは高さが不十分のため、農作業時に電線に引っかかる可能性がある。営農作業に支障をきたす恐れがあり、また、鉄柱の倒壊の恐れもあることから、高さのある PC 鉄柱に建て替えを行うもの。高さが行為の届出に該当することから、届出及び本審議会の主旨等を説明。

##### イ 設置計画・詳細

- ・ 既設鉄柱の建て替えを行うもの。
- ・ 既設の鉄柱 2 基、パンザマスト 1 基を除却し、新たに 2 基設置する。
- ・ 高さは 25.2m となる
- ・ 色については、他の既設柱と同系色とする。(灰色系)
- ・ PC 鉄柱はパンザマストよりも強度が高い。



※建て替えを行う鉄柱は写真よりも奥地に設置されている。

道路の舗装が撮影地点で途切れていたため、参考として手前の鉄柱を撮影。

#### ② 携帯電話基地局の機器の増設 ※別紙「行為届出書②～⑤」を参照

##### ア 経過

[ ] の既存基地局（4 基）について、現在は 4 G となっているが、5 G に対応するため、機器類の増設を行うもの。一部既存基地局で 5 G に対応したものもあるが、複数ある周波数帯に対応するため機器を増設する。

## イ 詳細

### ■行為の届出書②～④について

- ・既存コンクリート柱に新たにアンテナ等の機器を設置するもの。
- ・既設柱の高さが14.9mであるため、行為の届出に該当。
- ・無線機以外の機器類は、既設柱と同系色に塗装を実施する。  
→②は既設柱が素地色（灰色系）のため塗装なし。③～⑤は既設柱に合わせ黒系（マンセル値：10Y R2/1）に塗装。

### ■行為の届出書⑤について

- ・既設柱と横並びの形でコンクリート柱を新設。
- ・複数の5Gの周波数帯に対応するためのもの。
- ・既設柱（4G・5G対応）は強度不足により、機器を増設することが困難なため、新たにコンクリート柱を建てて補完する。
- ・高さは14.9mとなる。
- ・既設柱と同系色（黒系）で塗装を実施。
- ・既設柱は4G・5Gに対応しているため残したままにしておき、今後不要になった場合に撤去する。

## (2) 景観重要建造物及び景観重要樹木について

### ① 観光客の私有地無断立ち入り対策について

#### ア 経過・協議の目的

景観重要建造物に指定されている[ ]の所有者から、観光客が私有地に無断で立ち入る事案が多発しており、近隣の住民や宿泊事業者に迷惑がかかっているため、取り壊しも視野に入れているとのご意見があった。町で対策を講じるなら残すことも考えるとの話であり、他の建造物・樹木についても同様の事例が多発していることから、本審議会にて対策を検討したい。

## イ 現況

別紙「景観重要建造物及び樹木の周辺現況写真」参照

## ウ これまでの対策（町単独の取組以外も含む）

- ・看板の設置
- ・ロープによる規制
- ・撮影マナーに関するリーフレットの作成
- ・イベントや各種広報媒体での周知 など

(3) 樹木の剪定・伐採について

① 北西の丘展望公園トドマツの伐採等

ア 経過・協議の目的

公園内にあるトドマツ3本について、近隣の商店出展者から、公園からの眺望が望ましくないため、剪定若しくは伐採等の対応をしてほしいとの意見が挙げられた。

イ 詳細

- ・公園のため町有地であり、町が植えたものと思われる。
- ・枯れているラベンダーの植え替えも含め、一体的に景観修景を行いたいとのこと。



② [redacted]敷地内のポプラの伐採

ア 経過・協議の目的

倉庫設立時にポプラの木を植えたが、かなりの高さに生長し、台風等で電線側に倒れてしまう可能性があるため、伐採等の対応をしたいとのことで、[redacted]から相談を受けた。

イ 詳細

- ・景観に配慮し植えたもので、倉庫の目隠しを目的に植えられたもの。
- ・当該地は景観優良ルート上にあるが、写真撮影などが頻繁に行われる箇所ではない。



#### (4) その他

##### ① 火祭りの看板について（報告）

- ・火祭り実行委員会から、国道 237 号線沿いの美瑛通運(株)の看板の下に、火祭りの看板を常設したい旨の相談があった。
- ・祭事であることから、常設ではなく期間限定で設置できないか提案したところ、今年度は設置しないこととなった。
- ・先方の意向としては、次年度以降、景観に配慮した形で、別の場所に設置できないか改めて相談したいとのこと。

#### 2 その他

- ・美瑛町において、景観法に基づいた勧告等は、工作物の形態意匠に限定され、設置場所や高さ、樹木の伐採に対して制限することはできないが、町の景観づくりにおける考え方と合わせて景観審議会の意見を伝えていく。
- ・重要建造物及び樹木については、審議結果を景観審議会の意向として各関係部署及び所有者に伝え、対策を協議する。